

新戦略推進専門調査会分科会の新たな体制について

- 各分野の実効的な成果を「国から地方へ」「地方から全国へ」と横展開を加速するため、分野横断的な調査、審議を可能とする体制を整備。
- これまでの9つの分科会を「電子行政分科会」と「データ活用基盤・課題解決分科会」に再編（専門調査会は両分科会から報告を受け、進捗管理を実施）。
- 新たな分科会の下に個々の政策課題に応じて、ワーキングチーム（WT）を柔軟に設置（廃止）できることとする。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

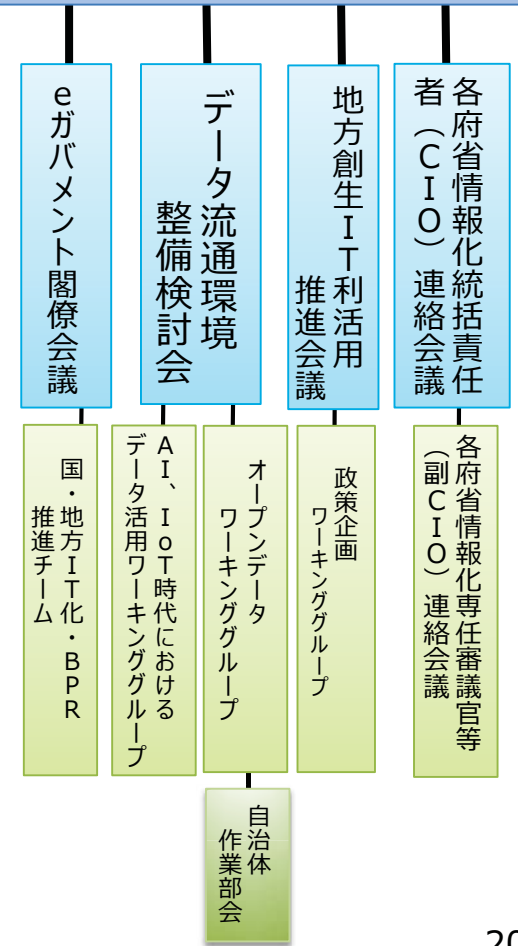
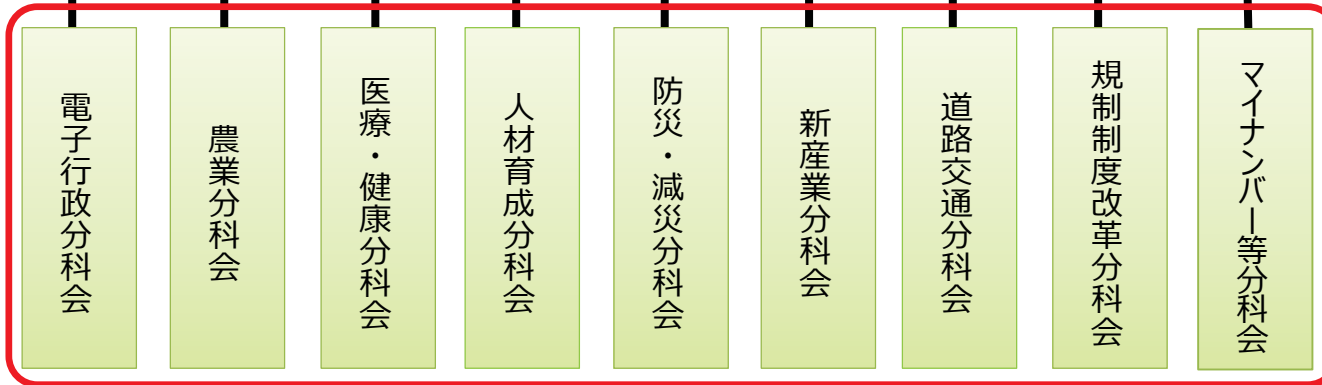
本部長：内閣総理大臣

副本部長：情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監（政府CIO）及び有識者（10名以内）

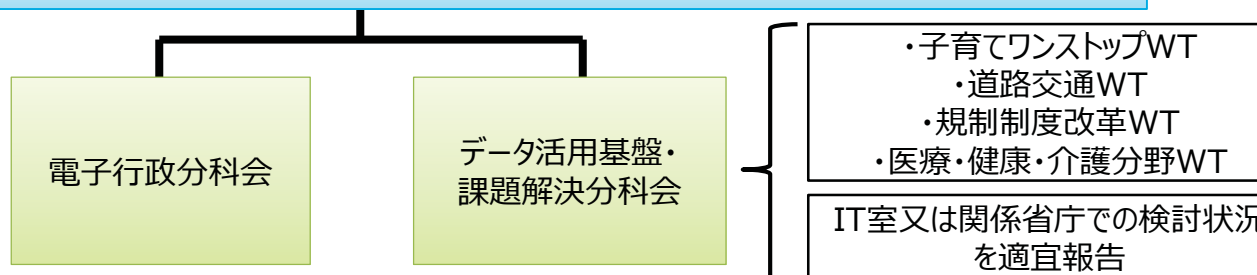
新戦略推進専門調査会 会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

【これまでの取組】



【新たな体制】

新戦略推進専門調査会 会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）



規制制度改革ワーキングチーム

構成員名簿

金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長
◎ 國領 二郎	慶應義塾大学 常任理事
関 聡司	新経済連盟 事務局長
根本 勝則	日本経済団体連合会 常務理事
村上 文洋	三菱総合研究所 主席研究員
吉田 晴乃	B T ジャパン代表取締役社長

(五十音順、◎：主査)

規制制度改革ワーキングチーム 今後の進め方（案）

1. 検討課題

<基本的考え方>

- 「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の改定に向けて検討を行う。
- その際、規制改革推進会議など政府全体での動きや、全数調査の結果を踏まえつつ、行政手続、民間取引に分けて、メリハリのあ
る形で、検討を進めるものとする。

<行政手続関係>

- 行政手続については、規制改革推進会議の動きを踏まえ、特に政府横断的な立場から、新たな IT 基盤（法人番号、公的個人認証を含むマイナンバー関連制度など）を活用しつつ取り組むべき課題として、たとえば、以下の事項を中心に検討を進める。
 - 「政府保有情報の共同利用原則」の推進
国民・事業者目線からの行政手続の簡素化にあたって重要となる「政府保有情報の共同利用原則」につき、政府横断的な立場から、今後の具体的な取組方向を検討。
 - オンライン手続における本人確認手続の簡素化
オンライン手続の前提となる本人確認手続につき、現在の電子署名等の方法の煩雑さ等が指摘される中で、より簡素な方策を検討。
- なお、地方に係る行政手続については、法令の見直しの検討と並行して、まずは、オンライン化の実態を把握する方法について、当面、事務局にて検討するものとする。

<民間取引関係>

- 民間取引については、全数調査の結果を踏まえ、特に、各府省による法令上オンライン化が不可の手続きの見直しを促進するための方策を検討する。（例えば、類型化し、各府省向けのガイドラインを作成するなど。）

<行政手続、民間取引に係る個別手続>

- 規制改革推進会議と緊密に連携することとし、必要に応じ、当該会議における議論や「規制改革ホットライン（集中受付）」に寄せられる意見や、その他の意見を踏まえた検討を進める。その際、全数調査の結果も考慮するものとする。
- また、現行のアクションプランに係る個別項目については、その評価を行い、全数調査の結果等も踏まえつつ、必要に応じその内容の拡充も含めて、引き続き対象とするか否か検討する。

2. スケジュール

- 第1回（平成28年11月7日（月）18:30～20:00）（本日）
- 第2～3回（平成28年12月頃）
 - ・ 現行アクションプランの評価と今後の方向
 - ・ 「政府保有情報の共同利用原則」の推進に向けた今後の方向と課題
 - ・ オンライン手続きにおける本人確認手続きの簡素化に向けた今後の方向と課題
 - ・ 法令上オンライン化が不可な手続に関する今後の方向と課題
- 第4回以降（平成29年1月以降）
 - ・ 規制改革推進会議、その他の動きを踏まえた上で、新アクションプラン（案）について議論。

※規制改革推進会議のスケジュール（規制改革ホットラインを含む）を踏まえつつ、年明けの早い段階には、少なくとも一旦取りまとめを行う。

（以上）

參考資料

行政手続 I T 化（海外比較と日本の取組）

海外の状況

【欧州】EUは、2016年4月、「EU電子政府アクションプラン2016-2020～政府のデジタル変革の加速」を決定。

当該アクションプランでは7つの原則を挙げ、その一つに「Once only principle※」を掲げている。

※国民や事業者は、行政庁に対して同一情報を一度だけ提出すればよい。行政庁は、国民や事業者に追加負担を課さぬよう、データ保護ルールに配慮しつつ、許された範囲で提出されたデータを再利用する。

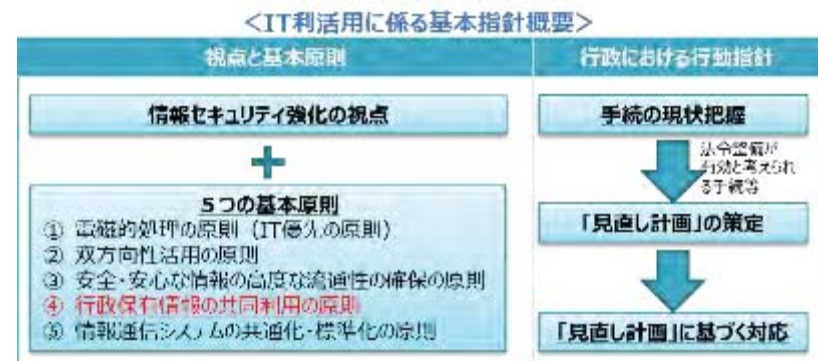
エストニア（人口：約131万人）においても、2007年に“once only”原則が法制上明記され、各省・各政府機関は、市民に対して同じ情報を二度求めることは許されなくなった。

【米国】政府の規制に伴う書類作成負担軽減の観点から、1980年に書類作成負担軽減法を制定。以降の法改正や累次の大統領令を制定しており、2012年の大統領令により、特に書類作成負担に係る時間や金銭の削減効果が大きい取組や、小規模事業者向けに効果のある取組を優先して負担軽減を行うよう指令。

【その他】韓国では、2001年に、行政事務の原則電子処理化を明記した「電子政府推進法」を制定。これに基づき、「行政情報共同利用センター」を国の組織として設立。行政機関の発行する証明書の一部の種類が行政機関相互で共同利用できる仕組みが構築されることによって、全体で7割近い添付書類が不要になった。

日本の取組

- 2013年6月、IT国家創造宣言(工程表) (IT本部決定)において、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランの策定」を掲げ、同年12月、関連制度の精査・検討を行い、28項目の対処方針からなる「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を策定 (IT本部決定)
- 2015年6月、アクションプランに掲げられた個別分野のみならず、IT利活用の進め方に関する基本的な考え方をとりまとめた「IT利活用に係る基本指針」(IT本部決定)を策定。
- 日本においては、上記の海外事例と同様に、「行政保有情報の共同利用の原則」を掲げ、具体的な取組について、IT本部を中心に議論中。
(なお、現行の番号法においても、同一の情報が記載された書面を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう規定。)
- 2016年9月にとりまとめた「子育てワンストップサービス」では、自治体の窓口を訪れることなく、マイナンバーを用いたポータルサイト上で子育て世帯に必要な利便性の高いサービスを実現。このための仕組みは、民間のクラウドサービスの利用を予定しており、短期間で開発・サービス提供できるよう取り組んでいるところ。



行政手続IT化（海外比較と日本の取組）

(IT国家創造宣言工程表(抜粋))		短期	中期	長期	KPI	
年度		2013	2014	2015	2016	
(3) IT利活用による諸課題の解決に資する取組 ① 産業競争力の強化(新ビジネス創出等関係)	IT利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】 本人確認手続き等の見直しの検討【内閣官房、関係府省庁】 関連制度(運用解釈が明確でないものも含む)の精査・検討【内閣官房、関係府省庁】	IT総合戦略室において、アクションプランに記載された項目(28項目)のフォローアップを年2回実施※		これまでのフォローアップ状況や世界の先進的な取組等を踏まえ、アクションプランを改定	
		「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の策定【内閣官房、関係府省庁】	「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策の実施(e-文書法の再徹底を含む)【内閣官房、関係府省庁】			
			「IT利活用に係る基本指針」の策定【内閣官房】 法令等により書面での保存・交付等をすることが規定されている事案の洗い出し及び国民が参照しやすい形での公表【内閣官房、総務省、関係府省庁】	法令等により書面の保存・交付等を規定する手続き等の洗い出し・公表を含む「IT利活用に係る基本指針」に基づく施策の実施【内閣官房、総務省、関係府省庁】		

分類	総手続数	法令上オンライン化が可能な手続		法令上オンライン化が不可な手続	
		オンライン化実施中手続	オンライン化実施していない手続		
行政手続	官-民等	19,329手続	8,040手続	11,092手続 ※うちオンライン化を停止した手続：4,438手続	197手続 (1.0%)
	地方-民等	14,160手続		9,850手続	4,310手続 (30.4%)
民間取引	民-民	3,005手続	2,684手続		321手続 (10.7%)

※そもそも紙・オンラインを問わず申請件数の少ない手続等について、費用対効果を考慮し、オンライン化を停止。一方、申請件数の多い手続等について、重点的にオンライン利用を促進。

※平成28年9月末時点で、「B:対処方針のとおり検討や論点整理が行われていないもの」とされた5項目のうち、「在宅勤務における深夜労働割増の柔軟化」や「遠隔雇用における最低賃金基準の見直し」については、厚生労働省が平成26年度から実施しているテレワークモデル実証事業の中で、労使の意見も踏まえつつ、検証を行うこととしており、今年度末に報告書を取りまとめる予定。